

監査報告書

学校法人京都橘学園
理事会御中

2017(平成29)年5月22日

学校法人京都橘学園

監事 木内正廣



監事 近藤文男



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人京都橘学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人京都橘学園の2016(平成28)年4月1日から2017(平成29)年3月31日までの業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事会から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人京都橘学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

監 査 報 告 書

学校法人京都橘学園

評 議 員 会 御 中

2017(平成 29)年 5 月 22 日

学校法人京都橘学園

監 事 木 内 正 廣



監 事 近 藤 文 男



私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人京都橘学園寄附行為第 14 条の規定に基づき、学校法人京都橘学園の 2016（平成 28）年 4 月 1 日から 2017（平成 29）年 3 月 31 日までの業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事会から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連繫し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人京都橘学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上